

大崎上島町介護資格取得等

支援補助金申請の手引き

大崎上島町健康福祉課

令和6年4月作成
(令和7年4月修正)

1 目的

大崎上島町内の介護人材の確保及び定着並びに資質向上を図り、介護サービスの安定供給を行うことを目的として、介護サービスを提供する上で必要な資格の取得又は更新を行った方に補助金を交付します。

2 補助金内容

- ① 資格取得支援補助金 10万円
介護福祉士、介護支援専門員又は主任介護支援専門員の資格を取得した方
- ② 資格更新支援補助金 10万円
介護支援専門員又は主任介護支援専門員の資格を更新した方

3 補助対象者

以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

<資格取得支援補助金>

- ① 資格を取得した日から補助金の交付の申請を行う日まで、同一法人が運営している大崎上島町内の介護保険事業所に常勤職員（勤務時間が1週当たり平均30時間以上の者）として勤務をしている方
- ② 大崎上島町の住民基本台帳に登録されている方
- ③ 大崎上島町税等に滞納がない方
- ④ 補助金が交付された日から1年以上引き続き、同一法人が運営している大崎上島町内の介護保険事業所に常勤職員（勤務時間が1週当たり平均30時間以上の者）として勤務する意思があり、また引き続き雇用される見込みがある方

<資格更新支援補助金>

- ① 資格を更新した日から補助金の交付の申請を行う日まで、同一法人が運営している大崎上島町内の介護保険事業所に常勤職員（勤務時間が1週当たり平均30時間以上の者）として勤務をしている方で、現に介護サービス計画の作成業務に従事している方
- ② 大崎上島町の住民基本台帳に登録されている方
- ③ 大崎上島町税等に滞納がない方

- ④ 補助金が交付された日から1年以上引き続き、同一法人が運営している大崎上島町内の介護保険事業所に常勤職員（勤務時間が1週当たり平均30時間以上の者）として勤務する意思があり、また引き続き雇用される見込みがある方
- ※ 大崎上島町介護認定調査員として従事している方（介護支援専門員又は主任介護支援専門員の資格所持者）が、資格更新した場合も対象となります。

4 申請期間

資格取得又は更新を行った日から起算して6か月以内に申請が必要です。

<各資格の起算日>

- ① 介護福祉士 介護福祉士登録証の登録年月日
- ② 介護支援専門員 介護支援専門員証の交付年月日
- ③ 主任介護支援専門員 修了証明書の交付年月日

5 申請方法

以下のとおり、必要書類を申請期間内に、提出先へご提出ください。

<必要書類>

- ① 介護資格取得等支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 補助金対象者雇用証明書（様式第2号）
- ③ 誓約兼同意書（様式第3号）
- ④ 有資格者であることを証する書類の写し
- ⑤ 介護支援専門員又は主任介護支援専門員の資格更新の修了証明書の写し
（※資格更新支援補助金のみ必要）
- ⑥ その他町長が必要と認めた書類

<提出先> 大崎上島町 健康福祉課 保険係

〒725-0401 広島県豊田郡大崎上島町木江4968番地

電話：0846-62-0301

6 交付決定

申請期間終了後に必要な審査等を行い、交付又は不交付決定を申請者に通知します。

7 交付決定の取り消し・補助金の返還について

交付決定を受けた方が、次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消します。また既に補助金が交付されているときは、大崎上島町補助金等交付規則第22条の規定により、その補助金全部又は一部の返還について期限を定めて命じます。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (2) 補助金を交付した日から1年を経過せずに退職又は雇用されなくなったとき。
- (3) その他町長が必要と認めるとき。

8 お問い合わせへの回答集

1 補助対象について

番号	問	答
1-1	大崎上島町に住んでいて、町外の介護事業所に勤務していますが対象となりますか？	対象外です。 町内の事業所に勤務している場合のみ対象となります。
1-2	町外に住んでいて、大崎上島町の介護事業所に勤務していますが対象となりますか？	対象外です。 大崎上島町に住んでいる方のみ対象となります。
1-3	正規雇用でない場合は対象になりますか？	雇用期間の定めがなく、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上であれば、対象となります。
1-4	福祉関係の学校を3月に卒業し、介護福祉士を取得後、4月に町内の介護事業所に就職しましたが補助対象となりますか？	対象外です。 この場合は、資格所持者の就職となり、「大崎上島町医療及び福祉従事者就職支援金事業」の対象となります。
1-5	今回、介護支援専門員を更新し、資格更新支援補助金の交付を受けましたが、5年後も更新した場合は対象となりますか？	対象となります。 ただし、現に介護サービス計画の作成業務に従事している方となりますので、5年後、配属が変更となっている場合には対象となりません。

2 申請について

番号	問	答
2-1	申請日とは？	各資格の起算日から6か月以内に申請してください。
2-2	有資格者であることを証する書類は？	<介護福祉士> 介護福祉士登録証 <介護支援専門員>

		介護支援専門員証及び修了証明書 ＜主任介護支援専門員＞ 介護支援専門員証及び修了証明書
2-3	起算日とは？	＜介護福祉士＞ 介護福祉士登録証の登録年月日 ＜介護支援専門員＞ 介護支援専門員証の交付年月日 ＜主任介護支援専門員＞ 修了証明書の交付年月日

3 その他

番号	問	答
3-1	1年以内に離職した場合、補助金は返還しなければいけませんか？	返還となります。 ＜例＞ 5月に補助金が決定され、12月に退職した場合（交付決定から8か月在職） ＜返還額＞ $10万 \times 4 / 12 \approx 33,000$ 円（4か月分）
3-2	疾病等により1年以内に離職した場合、補助金は返還しなければいけませんか？	やむを得ない理由（病気等）の場合は、返還の必要はありません。
3-3	更新支援補助金について、現に介護サービス計画の作成業務に従事している方とありますが、従事していない場合はすべてが対象外ですか？	従事していない場合であっても、雇用している法人が、今後の異動等に伴い必要と認める場合（法人が資格更新研修等を出張扱いと認めたもの）は対象となります。
3-4	税務上の取扱いはどうなりますか。	雑所得に該当することとなり、収入が確定した日の属する年分の雑所得に係る総収入金額に算入することとなります。 ただし、給与所得者は、雑所得を含めたそのほかの収入が20万円以下であれば、確定申告

	<p>は不要ですが、医療費控除等の確定申告を行う場合は、申告しなければなりません。</p> <p>なお、個別の事業の内容により、上記のように取り扱われるとは限りません。</p> <p>詳しくは、竹原税務署、町税務係へお問い合わせください。</p>
--	---

◎お問い合わせ 大崎上島町健康福祉課 保険係 電話0846-62-0301
〒725-0401 広島県豊田郡大崎上島町木江4968番地